

《鳴門市農業委員会 9月総会 議事録》

開催日時 令和2年9月28日(月) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階 第2会議室

出席委員

1番 石園 順市	2番 稲木 伸顕	3番 井上 富夫
4番 大西 善郎	5番 小川 佳	6番 里見 廣治
7番 高田 吉敏	8番 竹村 昇	9番 谷口 清美
10番 中井 弘	11番 濱堀 秀規	12番 林 恭子
13番 林 博子	14番 平瀬 惣一	15番 廣瀬 元則
16番 藤江 厚子	17番 藤本 詳治	18番 増金 義文
19番 松浦 秀樹	20番 向 栄治	

欠席委員 なし

議 案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について	9件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について	1件
議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について	1件
議案第5号 買受適格証明願について	4件

報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	2件
②農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	2件
③農地法第18条第6項の規定による通知について(経営基盤法)	2件
④農地法第18条第6項の規定による通知について(残存小作地の合意解約)	1件
⑤非農地証明について	1件
⑥地目照会について	1件
⑦徳島県農業会議常設審議委員会への諮問案件結果報告について	1件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただ今から令和2年9月の農業委員会を開会いたします。
開会にあたりまして谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。
それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。
委員定数20名の内、全員出席していただいておりますので、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立していることをご報告いたします。
この後の進行につきましては、谷口会長様よりお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選任します。
本日の署名人は、8番 竹村委員、10番 中井委員にお願いいたします。
それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。
まず、『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず事務局より、申請内容の説明を求めます。

農林水産課係長 <1. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 1件>
・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 次に地元委員さんよりご意見ををお願いします。
まず、申請番号1番の案件について地元委員さんご意見をお願いいたします。

平瀬委員 14番。大津地区担当、平瀬です。
譲受人は大津町、松茂町で甘藷・大根・梨を栽培する農家です。
申請地については、これまでも甘藷を栽培しており、取得後も同様に甘藷を栽培する計画です。また、申請地には送電線の地役権が設定されておりますが、譲受人も了承しており、電力会社にも確認できているとのことです。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからの、ご意見をいただきました。
申請番号1番について、採決いたします。許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番について、原案どおり許可といたします。
以上で『議案第1号』については、全てご審議いただきました。

次に『議案第2号』 農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <2. 農地法第5条の規定による許可申請について 9件>
・申請番号1～9について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。
申請番号1番の案件について、地元委員さんご意見お願いいたします。

井上委員 3番。申請地は、極楽寺の北東にある農地です。
譲受人が太陽光発電事業敷地を探していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき賃貸借契約が纏まったため、今回の申請となりました。
計画では、整地のみを行い、施設周囲にフェンスを新設することにより被害防除を図ります。
排水については雨水のみで、地下浸透にて対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 法令の観点から説明をさせていただく前に、8月の農業委員会時に事務局の方から、第1種農地・第2種農地の説明させていただきましたが、竹村委員さんから、分かりにくい所があるというご指摘を受けましたので、今回説明の資料を作成させていただきました。
資料に沿って基準を説明させていただきたいと思います。

<農地転用の許可制度の運用について資料説明>

それでは、申請番号1番、法令に関する説明をさせていただきます。

申請地につきましては、宅地に囲まれた10ha未満の広がりがない農地であり第2種農地に該当します。事業計画につきましては、太陽光発電パネルを252枚設置、49.5kwの発電出力が見込まれています。

本設備につきましては、令和2年6月に10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けしており、四国電力株式会社との電力受給契約も令和2年6月になされております。

事業計画につきましては、委員さんに説明をしていただきましたので、省かせて頂きます。

資金計画も妥当であり、他に適当な土地もないこと、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。以上ご審議の程、宜しく申し上げます。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号1番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号1番については原案通り承認することといたします。
次に、申請番号2番の案件について、地元委員さんよりご意見を願います。

井上委員

3番。申請地は、ドイツ村公園の東にある農地です。
譲受人は、かねてから申請地周辺にて自動車販売業を営む「●●●」が、事業所からの距離や場所の条件があう駐車場を探していたことから、このたび条件が一致した申請地を駐車場及び車両の保管場所に転用する計画です。
計画では、整地・整圧のみを行い、既設の擁壁により被害防除を図ります。排水については雨水のみで用水路に排出する計画であり地元水利組合の同意を得ているため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長

ただいま地元委員さんからのご意見いただきました。
次に、事務局より農地法の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地につきましては、周囲を県道徳島北灘線と宅地及び雑種地により分断された10ha未満の広がりがない農地であり、第2種農地に該当します。
事業計画につきましては、他に適当な土地もないこと、周辺農地等への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。
申請番号2番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号2番については原案通り承認することといたします。
次に、申請番号3番の案件について、地元委員さんよりご意見を願います。

大西委員

4番。申請地は、禅定寺の北東にある農地です。
譲受人が太陽光発電事業敷地を探していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき売買契約が纏まったため、今回の申請となりました。
計画では、整地・整圧のみを行い、施設周囲にフェンスを新設することにより被害防除を図ります。排水については雨水のみで、地下浸透にて対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長

ただいま地元委員さんからのご意見いただきました。

次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地につきましては、周囲を国道11号線と榎木川により分断された10ha未満の広がり
のない農地であり、第2種農地に該当します。

事業計画につきましては、太陽光発電パネルを320枚設置、49.5kwの発電出力が見込ま
れております。

本設備は、平成31年1月に10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四
国電力株式会社との電力受給契約も平成31年2月になされております。

資金計画も妥当であり、他に適当な土地もないこと、周辺農地への影響も軽微であること等か
ら、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。

申請番号3番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号3番については原案通り承認することといたします。

次に、申請番号4番の案件について、地元委員さんよりご意見を申し上げます。

石園委員 1番、石園です。

申請地は、つきだめ池の南西にある農地です。

譲受人が、太陽光発電事業敷地を探していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき
売買契約が纏まったため、今回の申請となりました。

計画では、整地を行った後に砕石を敷設し、施設周囲にフェンスを新設することにより被害防
除を図ります。排水については雨水のみで、地下浸透にて対処する計画であるため、許可しても
問題ないと考えます。

谷口会長 ただいま地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、周囲を県道鳴門池田線と宅地により分断された10ha未満の広がり
のない農地であり、第2種農地に該当します。

事業計画では、太陽光発電パネルを300枚設置、49.5kwの発電出力が見込まれておりま
す。

本設備は令和2年6月に10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電
力株式会社との電力受給契約も平成30年6月になされております。

資金計画も妥当であり、他に適当な土地もないこと、周辺農地への影響も軽微であること等か
ら、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号4番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号4番については原案通り承認することといたします。
次に、申請番号5番の案件について、地元委員さんよりご意見を申し上げます。

石園委員 1番。申請地は、つきだめ池の南東にある農地です。
譲受人が太陽光発電事業敷地を探していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき売買契約が纏まったため、今回の申請となりました。
計画では、整地を行った後に砕石を敷設し、施設周辺にフェンスを新設することにより被害防除を図ります。排水については雨水のみで、地下浸透にて対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただいま地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地につきましては、周囲をJR鳴門線と宅地により分断された10ha未満の広がりない農地であり、第2種農地に該当します。
事業計画は、太陽光発電パネルを299枚設置、49.5kwの発電出力が見込まれております。
本設備は、令和2年6月に10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力株式会社との電力受給契約も平成30年6月になされております。
資金計画も妥当であり、他に適当な土地もないこと、周辺農地への影響も軽微であること等から、事業計画については適当と認められます。以上ご審議の程、宜しく申し上げます。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号5番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号5番については原案通り承認することといたします。
次に、申請番号6番の案件について、地元委員さんよりご意見を申し上げます。

井上委員 3番。申請地は、霊山寺の北にある農地です。
譲受人が太陽光発電事業敷地を探していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき売買契約が纏まったため、今回の申請となりました。

計画では、整地後に砕石を敷設し、既設の擁壁と施設周囲へのフェンスの新設により被害防除を図ります。排水については雨水のみで、地下浸透にて対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 　　ただいま地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 　申請地につきましては、宅地及び墓地に囲まれた10ha未満の広がりがない農地であり第2種農地に該当します。

事業計画では、太陽光発電パネルを216枚設置、49.5kwの発電出力が見込まれております。

本設備は、令和2年6月に10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力株式会社との電力受給契約も令和2年6月になされております。

資金計画も妥当であり、他に適当な土地もないこと、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 　　それではお諮りいたします。
申請番号6番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 　　<異議なし>

谷口会長 　　申請番号6番については原案通り承認することといたします。
次に、申請番号7番の案件について、地元委員さんよりご意見を申し上げます。

井上委員 　　3番。申請地は、ドイツ村公園の南東にある農地です。
譲受人が太陽光発電事業敷地を探していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき売買契約が纏まったため、今回の申請となりました。

計画では、整地後に砕石を敷設し、既設の擁壁と施設周囲へのフェンスの新設により被害防除を図ります。排水については雨水のみで、地下浸透にて対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 　　ただいま地元委員さんからのご意見いただきました。
次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 　申請地につきましては、周囲を県道鳴門池田線と宅地により分断された10ha未満の広がりがない農地であり、第2種農地に該当します。

事業計画につきましては、太陽光発電パネルを252枚設置、49.5kwの発電出力が見込まれております。

本設備は令和2年6月に10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力株式会社との電力供給契約も令和2年6月になされております。

資金計画も妥当であり、他に適当な土地もないこと、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。以上ご審議の程、宜しく申し上げます。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号7番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号7番については原案通り承認することといたします。
次に、申請番号8番の案件について、地元委員さんよりご意見を申し上げます。

竹村委員 8番。申請地は、光勝院の南東にある農地です。
譲受人が太陽光発電事業敷地を探していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき売買契約が纏まったため、今回の申請となりました。
計画では、整地・整圧のみを行い、施設周囲にフェンスを新設することにより被害防除を図ります。排水については雨水のみで、地下浸透にて対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。以上ご審議の程、宜しく申し上げます。

谷口会長 ただいま地元委員さんからのご意見いただきました。
次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地につきましては、周囲を県道鳴門池田線と宅地及び山林により分断された10ha未満の広がりない農地であり、第2種農地に該当します。

事業計画につきましては、太陽光発電パネルを256枚設置、49.5kwの発電出力が見込まれております。

本設備は、令和2年2月に10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力株式会社との電力供給契約も令和2年2月になされております。

資金計画も妥当であり、他に適当な土地もないこと、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。以上ご審議の程、宜しく申し上げます。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号8番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号8番については原案通り承認することといたします。

次に、申請番号9番の案件について、地元委員さんよりご意見を申し上げます。

井上委員

申請地は、大麻比古神社の南東にある農地です。

譲受人が太陽光発電事業敷地を探していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき売買契約が纏まったため、今回の申請となりました。

計画では、整地・整圧のみを行い、施設周囲に土羽とフェンスの新設により被害防除を図ります。排水については雨水のみで、地下浸透にて対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長

ただいま地元委員さんからのご意見いただきました。

次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地につきましては、周囲を山林と宅地により分断された10ha未満の広がりのない農地であり、第2種農地に該当しています。

事業計画では、太陽光発電パネルを6,304枚設置、1,950.0kwの発電出力が見込まれております。

本設備につきましては、令和2年6月に50kw以上2,000kw未満の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力株式会社との電力受給契約も令和元年10月になされております。

資金計画も妥当であり、他に適当な土地もないこと、周辺農地への影響も軽微であること等から、事業計画については適当と認められます。以上ご審議の程、宜しく申し上げます。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号9番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号9番については原案通り承認することといたします。

以上で、『議案第2号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第3号』農地法第5条許可後の事業計画変更についての審議に入ります。

まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長

<3. 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について 1件>

・申請番号1について申請内容説明

谷口会長

次に、地元委員さんよりご意見を申し上げます。

申請番号1番の案件について、地元委員さんお願いします。

井上委員 3番。申請地は、隣接地の同所●●と併せて、令和元年10月28日付け転用目的を太陽光発電所とした農地法第5条の許可を得ておりましたが、太陽光パネルの設置の再検討により、申請地1筆のみで事業を行うことが可能となったため本申請となりました。なお、●●につきましては土地所有者が畑として耕作することです。

事業計画は、前回の許可申請時と変更なく整地のみを行い、施設周囲にフェンスを新設することにより被害防除を図ります。排水についても前回許可申請時と同じく、地下浸透にて対処をする計画であるため許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地につきましては、先程地元委員さんから説明をいただきましたので、省かせていただきます。

変更計画については、太陽光発電パネルを216枚設置、49.5kwの発電出力が見込まれております。

資金計画も妥当であり、また、他に適当な土地もないこと、周辺農地への影響も軽微であることなどから、変更後の事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。

申請番号1番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番については原案通り承認することといたします。

以上で、『議案第3号』については、ご審議いただきました。

次に、『議案第4号』相続税の納税猶予に関する適格者証明についての審議に入ります。

申請番号1番の案件について事務局より説明を求めます。

事務局係長 <4. 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 1件>

・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。

申請番号1番の案件について、地元委員さんお願いします。

林委員 13番。本申請については、申請地が複数地区にまたがっているため、私から一括して説明させていただきます。

申請者は里浦町で甘藷を生産する農家であり、約2反の農地を所有しています。

申請地には、現在甘藷が作付けされており、今後も農業経営を続けていく意思も確認できて

いることから、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。宜しくお願ひ致します。

谷口会長 　　ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1番について、採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 　　<異議なし>

谷口会長 　　無いようでございますので、『議案第4号』については原案どおり承認することといたします。
以上で、『議案第4号』についてはご審議いただきました。

谷口会長 　　次に『議案第5号』買受適格者証明についての審議に入ります。
まず、事務局より説明を求めます。

事務局係長 　　<5. 買受適格者証明願について 4件>
・申請番号1～4について申請内容説明

谷口会長 　　申請番号1番と3番及び4番について、ご意見・ご質問等ございませか。

委員一同 　　<異議なし>

谷口会長 　　無いようでございますので、申請番号1番・3番・4番については、原案通り承認すること
といたします。

谷口会長 　　次に、申請番号2番の案件について、地元委員さんからご意見お願ひします。

増金委員 　　申請人は、徳島市で、50aの農地を所有しており、水稻を栽培する農家です。
今回の申請は、耕作を目的とし、不動産競売に参加するための申請です。
申請地については、現在休耕地となっておりますが、取得後は整備を行い、いちご・マンゴ
ー・しきみを栽培する計画です。適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農
地への影響もありませんので、この申請につき許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 　　ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号2番について、採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 　　<異議なし>

谷口会長 申請番号2番については原案通り承認することといたします。
以上で『議案第5号』についてはご審議いただきました。

谷口会長 次に、『議案第6号』報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長 <6. 報告事項 24件>

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	12件
②農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	2件
③農地法第18条第6項の規定による通知について（経営基盤法）	2件
④農地法第18条第6項の規定による通知について（残存小作地の合意解約）	1件
⑤非農地証明について	1件
⑥地目照会について	1件
⑦徳島県農業会議常設審議委員会への諮問案件結果報告について	1件

谷口会長 ただ今、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。

向委員 第5条の農地転用に関して、例えば太陽光パネル設備を取りやめる場合は、こういった手続きが必要ですか。一度雑種地になっているところを農地に戻すときに、我々は農業委員として関わるのかどうかを知りたいです。

事務局係長 転用申請の計画として、太陽光パネルを設置しますという内容で農業委員会内で審議して許可を出していますので、最後まで申請通りにしていただく必要があります。

許可通りにできているか確認をして、工事完了証明を出してもらい、受理されると農地ではなくなります。それ以降の、例えば2～3年後にやめられたとしても、非農地で成立してしまっており、地目も宅地や雑種地になっていますので、農業委員会としては関わりはありません。

今回の申請のように転用計画自体を変更する場合は、事業計画変更の手続きが必要になるため、農業委員さんの確認が必要になります。

事務局係長 事業計画変更自体は、計画を変更しても同じ転用ですので、農業委員さんの確認書が必要となります。今回の案件はたまたま同じ太陽光での変更ですが、太陽光が資材置き場に変更になることもあります。

この場合ですと、事業計画変更後、太陽光パネルを設置して工事が完了したら、また地元の農業委員さんにも確認いただくので、その工事完了証明が出た時点で農業委員会の手を離れるということになります。

ですので、事業計画変更で内容が変わるのであれば、その都度地元委員さんに確認していただいて、またそれができているかを最終確認していただくということになります。

谷口会長

他にございませんか。

無いようでございますので、『議案第6号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。

以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。

その他、何かございますか。

事務局係長

お手元に、「農地法第5条の規定による許可申請につきまして」という資料をお配りさせていただいておりますが、お手元にご覧いただけますか。

こちらは、令和2年の7月に審議しました議案書の一部ですが、申請番号1番と2番につきまして、事務局から説明させていただいていた部分の変更がありましたので、お伝えさせていただきます。

この案件については墓地ですので許可が必要となります。当初は、既存施設の拡張という扱いで環境部局から説明をいただいていたのですが、環境部局で再度確認した所、間に道が挟まっているため、墓地の新設という扱いになりました。事業計画は変わっておらず、既存の施設の拡張から新設になるという取り扱いの変更があったことを、この場でご報告をさせていただきます。

事務局からは、以上です。

谷口会長

他にございませんか。

それでは、これをもちまして令和2年9月の総会を終了いたします。

ありがとうございました。

閉会 15時00分

令和2年9月28日

会 長

谷口 清美

議事録署名者

竹村 昇

議事録署名者

中井 弘